

令和4年度入札・契約制度改善内容

(令和4年5月10日一部改訂(内容追加))

【審議会諮問事項】

総合評価落札方式の見直し

〔「年間維持工事等の契約実績」の評価対象の拡大〕

現在、一般土木のS等級及びA等級対象工事(施工計画型及び実績確認型)で評価している上記項目について、B等級対象工事(簡易実績型のうち、設計金額3千万円～5千万円)に拡大

《現行》

(4) 地域貢献度

評価項目	評価内容	施工計画型		実績確認型		簡易実績型	
		必須	15	必須	15	必須	15
災害対応等の実績	過去5か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練パトロールの参加実績	必須	15	必須	15	必須	15
公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度の公共土木施設愛護事業への参加実績	必須	5	必須	5	必須	5
(工種が一般土木の場合) 年間維持工事等の契約実績	過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	選択	10	選択	5	/	



《改正案》

(4) 地域貢献度

評価項目	評価内容	施工計画型		実績確認型		簡易実績型	
		必須	15	必須	15	必須	15
災害対応等の実績	過去5か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練パトロールの参加実績	必須	15	必須	15	必須	15
公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度の公共土木施設愛護事業への参加実績	必須	5	必須	5	必須	5
(工種が一般土木の場合) 年間維持工事等の契約実績	過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	選択	10	選択	10	選択 (※)	10

(※) 土木一式B等級対象工事(設計金額3千万円以上5千万円未満)に限る。

《配点》 施工計画型、実績確認型に同じ

選択	(工種が一般土木の場合) 年間維持工事等の契約実績	過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	2件以上の契約実績あり		/ 10
			契約実績あり		
			契約実績なし		
			10		
			5		
			0		

《理由》

警報発令時の道路パトロールや年間を通じた小規模修繕等を行う年間維持工事の約4割をB等級業者が担っている実情を適切に評価する必要があるため

《適用時期》

令和4年6月以降に公告を行う工事から適用

【審議会報告事項】

1 総合評価落札方式の見直し

〔「災害時の事業継続力」の評価対象の拡大〕

現在、土木一式工事のS等級及びA等級対象工事（施工計画型及び実績確認型）で評価している上記項目について、B等級対象工事（簡易実績型のうち、設計金額3千万円～5千万円）に拡大

このことについては、入札・契約制度の抜本的改革の際、県ではBCP（災害時の事業継続計画）認定制度の更なる普及を目指し、中小企業建設業者でも取り組みやすい制度となるよう見直し中であつたため、当面の間はB等級対象工事の評価対象外としていたところ、今年度から見直し後の審査手続に沿って認定制度が運用されていることを踏まえ、令和5年度から評価を再開することとして、事前にアナウンスするもの（評価の詳細は今後検討）

【現行】

（3）技術力の継続的な確保について

評価項目	評価内容	施工計画型		実績確認型		簡易実績型	
		選択	10	選択	10	選択	10
設備等施工体制	（例：工種が土木一式における一般土木の場合） 掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2 t以上）の所有の有無	選択	10	選択	10	選択	10
災害時の事業継続力	災害時の事業継続計画（BCP）の認定の有無	必須	5	必須	5		
県内下請業者の活用	全ての下請を含む施工体制の計画	必須	5	必須	5	必須	5
若手技術者等の育成	若手技術者等（35歳未満）の現場への配置	必須	5	必須	5		



【改正案】

（3）技術力の継続的な確保について

評価項目	評価内容	施工計画型		実績確認型		簡易実績型	
		選択	10	選択	10	選択	10
設備等施工体制	（例：工種が土木一式における一般土木の場合） 掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2 t以上）の所有の有無	選択	10	選択	10	選択	10
災害時の事業継続力	災害時の事業継続計画（BCP）の認定の有無	必須	5	必須	5	選択	（※）
県内下請業者の活用	全ての下請を含む施工体制の計画	必須	5	必須	5	必須	5
若手技術者等の育成	若手技術者等（35歳未満）の現場への配置	必須	5	必須	5		

（※）配点、評価基準等の詳細は、今後検討

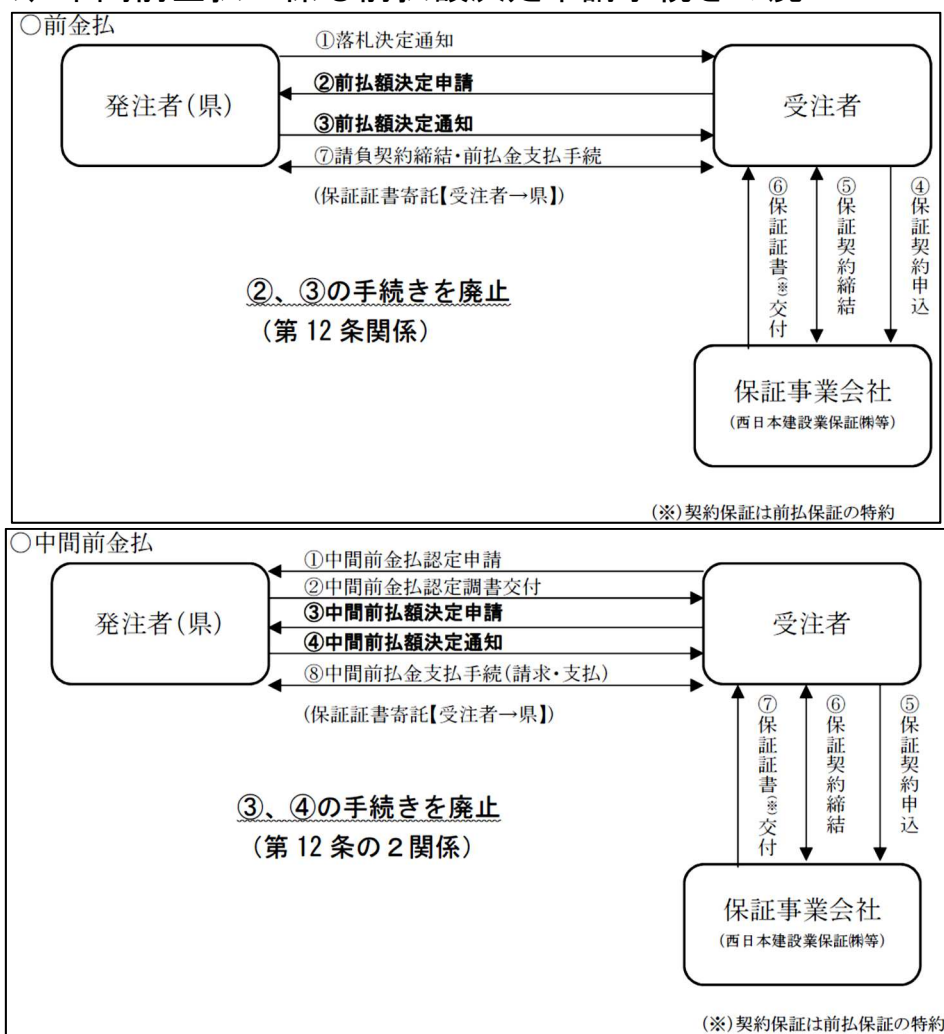
《理由》

中堅のB等級業者を中心に新制度を普及させ、災害時においても地域建設業者の技術力の継続的な確保を図るため

《適用予定》

令和5年度（制度の普及状況を注視の上、検討）

2 前金払、中間前金払に係る前払額決定申請手続きの廃止



《理由》

事務の簡素化・迅速化を図るため

《適用時期》

令和4年4月1日から適用（工事・業務委託とも）

3 入札・契約制度の特例措置〔入札不調対策〕の継続

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和（建設業法施行令第27条第2項の取扱）【継続】

※建設業法に基づき専任を要する3,500万円（建築7,000万円）以上の工事
工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する2件の工事については兼任を認める。（平成26年2月3日付け国通知）

(2) 現場代理人に係る緩和【継続】

① 兼任要件の緩和（ただし、本県工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限る。）

ア 以下の要件を全て満たす場合

(ア) 設計金額

3,500万円未満（建築7,000万円）

(イ) 件数

3 件以内（県工事以外の工事と兼任する場合は 2 件まで）

(ウ) 現場間の距離

30 分以内又は同一建設部・土木事務所管内

イ 建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2 件まで兼任を認める。

② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。（本則：3 か月以上）

(3) 入札者数の取扱いの緩和 【継続】

全ての入札（工事及び業務委託）について、1 者応札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和 【継続】

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認

《理由》

公共投資予算の増大（国土強靱化 5 か年計画加速化対策等）に伴い、建設業者の手持ち工事量の増加や技術者等の不足が続くことが見込まれるため

《適用時期》

令和 4 年 4 月以降に公告を行う工事から適用（継続）

【その他事務改善事項】

1 ダumping対策の拡充等

(1) 工事関連業務委託におけるダumping対策の拡充

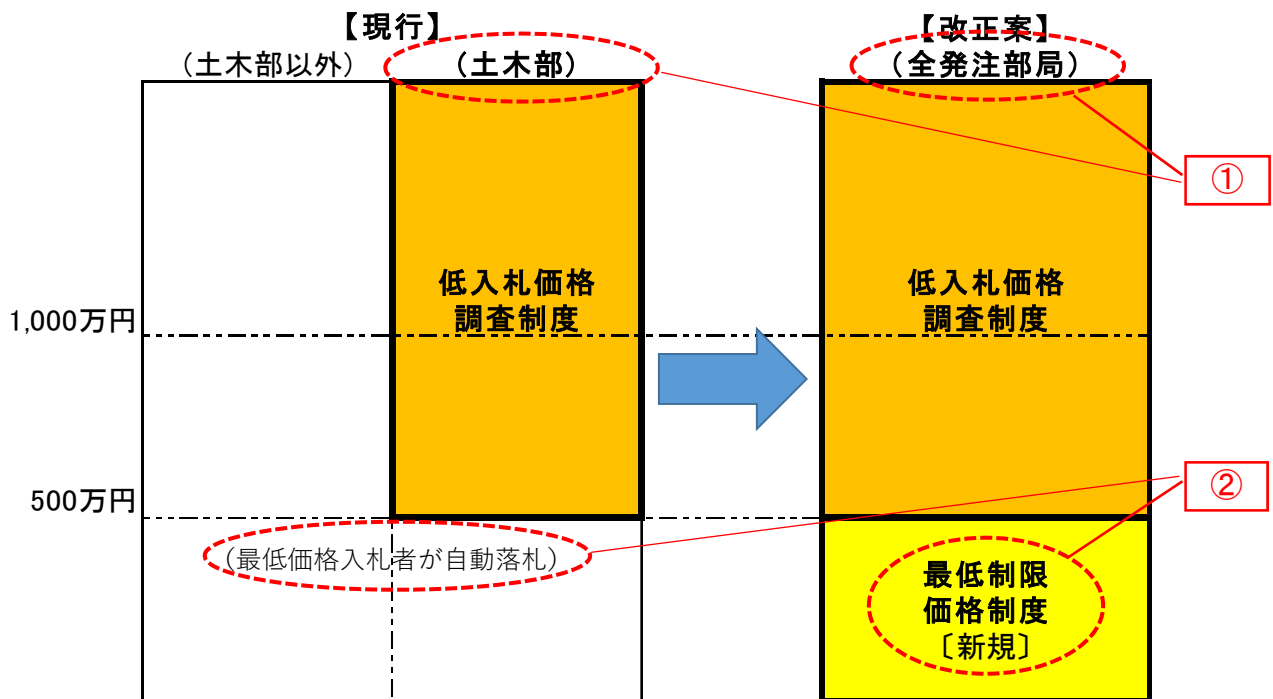
先の抜本的改革で見直し対象外としていた工事関連業務委託に関し、全国の動向を踏まえ、特にダumping対策について強化を図る。

①低入札価格調査制度の全庁発注業務への対象拡大

現在、土木部発注の予定価格5百万円超の業務委託のみ対象に導入している上記制度について、全庁発注の予定価格5百万円超の業務委託に対象を拡大

②最低制限価格制度の導入

現在、ダumping対策が講じられていない予定価格5百万円以下の業務委託を対象に、新たに最低制限価格制度を導入（全庁発注業務対象）



○調査基準価格（低入札価格調査制度）の算定式

下記の①～④に掲げる額の合計に1.1を乗じた額

業種区分	①	②	③	④	上限・下限
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額×3.8/10	—	予定価格の6/10～8.2/10
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額×5/10	諸経費の額×5/10	予定価格の6/10～8/10
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額×7/10	一般管理費等の額×4.3/10	予定価格の6/10～8/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額×7.5/10	諸経費の額×3.8/10	予定価格の2/3～8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額×7/10	一般管理費等の額×4/10	予定価格の6/10～8/10

○最低制限価格（最低制限価格制度）の算定式

上限・下限を含め調査基準価格と同じ。

⇒上記のとおり上限・下限が設定できるよう、出納局において会計規則の改正を予定

《理由》

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（閣議決定）の一部変更（R元.10月）において、業務委託についても「ダンピング受注の防止」が明記されるなど、ダンピング対策の更なる推進が必要となっているため

《適用時期》

令和4年6月以降に公告を行う業務委託から適用

(2) 工事における調査基準価格及び最低制限価格の計算式等の見直し

①調査基準価格及び最低制限価格の計算式の見直し

今般行われた国土交通省及び中央公契連モデル^(※)の低入札価格調査基準の計算式改正の趣旨を踏まえ、調査基準価格及び最低制限価格の計算式中、一般管理費の算入率を0.55から0.68に引上げ

(※) 工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

②最低制限価格の下限の見直し [追加]

現在、会計規則に基づき予定価格の8/10に設定している最低制限価格の下限について、制度趣旨を同じくする低入札価格調査制度の調査基準価格の下限（同7.5/10）に合わせて設定

○算定式

下記の①～④に掲げる額の合計に1.1を乗じた額

区分		①	②	③	④	下限
調査 基準 価格	土木 工事	直接工事費× 0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費× 0.9	一般管理費× 0.55⇒ 0.68	予定価格の 7.5/10
	建築 工事	直接工事費× 0.9×0.97	共通仮設費 ×0.9	(直接工事費× 0.1+現場管理 費)×0.9	一般管理費× 0.55⇒ 0.68	
最低 制限 価格	土木 工事	直接工事費× 0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費× 0.9	一般管理費× 0.55⇒ 0.68	予定価格の 8/10 ⇒ 7.5/10
	建築 工事	直接工事費× 0.9×0.97	共通仮設費 ×0.9	(直接工事費× 0.1+現場管理 費)×0.9	一般管理費× 0.55⇒ 0.68	

《理由》

① 国土交通省及び中央公契連モデルの低入札価格調査基準の計算式が改正されたため

② 会計規則の見直しにより、最低制限価格の下限について、これまでの会計規則に基づく「予定価格の10分の8以上の価格」ではなく、個別に設ける必要が生じたため

《適用時期》

令和4年6月以降に公告を行う工事から適用

2 調査基準価格未満の工事における特例監理技術者の配置制限

調査基準価格未満の工事の受注者については、特例監理技術者^(※)の配置を認めないこととする

(現行：配置制限基準を予め設けず、個別に配置の適否を判断)

(※) 特例監理技術者とは

元請において下請契約の総額が4,000万円(建築6,000万円)以上となる建設工事においては、専任の監理技術者を現場に配置しなければならないが、当該監理技術者を補佐する専任技術者の配置を前提に、工事内容や規模、施工体制等を考慮して、適正な工事の執行に支障がないと発注者が判断した場合、特例として2現場への従事が認められる監理技術者

(建設業法第26条第4項参照)

《理由》

県発注工事におけるダンピング対策の更なる強化を図るため(調査基準価格未満の工事においては、通常の工事以上に、工事の品質確保及び現場の安全管理の徹底が必要)

《適用時期》

令和4年6月以降に公告を行う工事から適用

3 簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知の対象拡大

現行	改正案
次の条件をすべて満たすもののみを対象に採否を通知 ○ <u>土木部発注の土木一式工事</u> であること ○ <u>県内に本店</u> を有する入札参加者からの請求であること	<u>施工計画型で発注したすべての工事</u> を対象に、請求に応じて採否を通知(ただし、 <u>県内に本店</u> を有する入札参加者からの請求に限る。)

《理由》

施工計画の評価の過程について、より一層の透明性向上を図るため

《適用時期》

令和4年6月以降に公告を行う工事から適用

4 大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約の導入 [追加]

大規模災害が発生した場合、応急復旧工事の受注者の意向に応じて、人員や資機材の調達に必要な資金調達の円滑化を支援するため、迅速な前金払を行うことを目的とした暫定契約（特約条項付き契約）を導入する。

※ 愛媛県会計規則、愛媛県工事執行規程の一部改正が必要

【暫定契約の手続概要】

① 適用対象

建設業関係団体（県建設業協会等）との協定に基づく大規模災害時における応急復旧工事（道路に堆積した土砂の除去や堤防の決壊防止など）に限定

② 概算数量・金額の算定方法

現地確認結果（目視）、復旧方法等を踏まえて、簡易な方法により県が算定（暫定契約額が最終的な確定契約金額を上回ることがないよう留意の上、暫定契約額を決定）

③ 受注者の選定方法

協定に基づきリストアップされた候補者の中から、施工能力、地理的条件等を踏まえて選定

④ 契約手続・方法

- ・ 予定価格調書の作成：省略（本契約時に作成）
- ・ 見積の徴取：省略（本契約時に徴取）
- ・ 契約保証金：免除
- ・ 契約方法：③で選定した業者との随意契約
- ・ 工程表の提出：省略（本契約時に提出）

⑤ 前金払の額

暫定契約額の4割以内

など

《理由》

平成30年7月豪雨による災害が発生した際、契約締結に必要な施工数量や設計金額の確定までに時間を要したことにより迅速な支払いが行えず、応急復旧工事に従事した建設業者の資金繰りに支障を来したという課題の解決を図るため

《適用時期》

令和4年5月中旬*以降に契約を締結する工事から適用

（※ 愛媛県会計規則の一部改正の公布予定日（施行予定日））